看護師の「特定行為」および包括同意について

【特定行為とは】

看護師による特定行為はあらかじめ医師が定めた手順書に基づき、看護師が診療の補助行為を実施することで、保健師助産師看護師法及び厚生労働省令により規定されたものです。当院では、厚生労働省が定めた「特定行為に係る看護師の研修制度」を修了した看護師を「特定看護師」と呼称しています。特定行為はこの特定行為研修を修了した、専門的な技術・知識を習得した看護師（特定看護師）が実施いたします。

【当院で実施している看護師による特定行為】　令和８年10月１日現在

特定行為区分	特　定　行　為
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	①持続点滴中の高カロリー輸液投与量の調整 ②脱水症状に対する輸液による補正
創部ドレーン管理関連	①　創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	①直接動脈穿刺法による採血 ②橈骨動脈ラインの確保

【看護師特定行為の意義】

看護師の特定行為研修は、限られた医療資源の中で看護師がチーム医療の一員として高い専門性を発揮し、患者の状態に応じた適切で質の高い安全な医療を提供する目的で制度化されています。

当院で特定看護師が特定行為を実施する意義としては、患者へのタイムリーな対応を行い重症化予防や、より適切な医療を提供し、多職種連携を調整する役割を担うことで、患者満足度の向上や医療の質向上に繋げることです。

【看護師特定行為の実施について】

特定行為の実施にあたっては，安全に十分配慮して行います。ご理解とご協力をお願いいたします。ご不明な点や心配な点がございましたら１階患者相談窓口にご相談ください。

【特定行為に対する包括同意について】

患者さんに対する特定行為の実施につきましては、本文による包括同意をもって、ご了承いただいたものと判断させていただきます。ご同意いただけない場合は指導医または特定看護師までお申し出ください。ご同意いただけない場合でも、治療及び看護上の不利益を被ることは一切ございません。個人情報につきましても適切に管理させていただきます。「特定行為」に関するご意見や質問がありましたら、病院職員まで直接お尋ねください。

【看護師による特定行為に関する情報とお問い合わせ先】

1. 特定行為および特定行為研修に関する一般的な情報

①厚生労働省. 特定行為に係る看護師の研修制度 特定行為とは.

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000050325.html

②厚生労働省. 特定行為に係る看護師の研修制度 特定行為研修とは.

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077114.html

③厚生労働省. 特定行為に係る看護師の研修制度の概要.

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070423.html

2. 当院でのお問い合わせ先

① 主治医

② 1階 患者相談窓口　　月曜日～金曜日 8:15～17:00